

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260106	株式会社大館・花矢交通 (法人番号 7410001012582) 代表者高橋学	秋田県大館市字新町91番地	あさひタクシー営業所	秋田県秋田市下北手松崎字家ノ前73番	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法(以下、「運送法」)第27条第3項、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和6年11月21日、監査方針を端緒として、あさひ自動車株式会社本社営業所へ監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運賃料金額出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)	4	4
20260113	合資会社大曲タクシー (法人番号 2410003001984) 代表者青山忠雄	秋田県大仙市大曲通町8番26号	本社営業所	秋田県大仙市大曲通町8番26号	文書警告	運送法第27条第3項	令和7年12月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。